平成２８年（フ）第２１４号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2096番地　県営茄原団地８－４号
債務者　鈴木　　昭
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２１５号
佐賀県多久市北多久町大字小侍2096番地　県営茄原団地８－４号
債務者　鈴木　美雪
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２３号
佐賀市伊勢町16番27号　栄アパート５号室
債務者　野中　　徹
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２４号
佐賀市三瀬村三瀬2902番地１
債務者　嘉村　　顕
1　決定年月日時　平成28年10月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２５号
佐賀市久保泉町大字川久保2121番地13　ＩＷＡＮＡＧＡ202号室
債務者　松本　善彦
1　決定年月日時　平成28年11月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２２６号
佐賀県小城市三日月町織島2253番地５
債務者　諸隈　竜子（旧姓古野）
1　決定年月日時　平成28年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
神奈川県平塚市広川841番地の１　トーシンコーポ平塚203号
債務者　近惣　琴美（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５４２号
神奈川県厚木市関口87番地４
債務者　藤田ひとみ
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１５５号
広島県福山市新涯町６丁目18番26号　皿谷貸家７号、住民票上の住所広島県福山市田尻町156番地２
債務者　來山さわ子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１９０号
青森市大字平新田字森越18番地７
債務者　佐藤　誠子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１９７号
青森市沖館４丁目４番１号　キャッスルＭ101号
債務者　中村　　博
1　決定年月日時　平成28年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６７号
神奈川県平塚市万田140番地　湘南アメニティ旭101、前住所神奈川県平塚市山下375番地の１　グランドール湘南302号
債務者　熊沢　良城
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４６８号
神奈川県平塚市万田140番地　湘南アメニティ旭101、前住所神奈川県平塚市山下375番地の１　グランドール湘南302号
債務者　熊沢　京子
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第５９５号
神奈川県平塚市徳延653番地の１　フレスコⅠ－102、前住所神奈川県平塚市南原１丁目４番37－305号　ベルエア平塚南原
債務者　石川　裕美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成28年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月13日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１４１３号
名古屋市港区東茶屋１丁目103番地
債務者　佐藤　進二
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２１８号
北海道旭川市豊岡11条３丁目５番５号　ホワイトハウス豊岡101
債務者　佐伯　安耶
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２２４号
北海道旭川市９条通８丁目2486番地の10　小里ビル307
債務者　武田　　剛
1　決定年月日時　平成28年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部